指定証記載事項変更届出書

覚醒剤取締法第30条の５において準用する同法第12条の規定により、覚醒剤原料研究者の指定証の記載事項に変更を生じたので、指定証を添えて届け出ます。

　　　　　　年　　月　　日

　　 　　　　　　　　　　　　　住所

　　　 　　　　　　　　　　　　氏名

群馬県知事　あて

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 指定証の番号 | | 第　　　号 | | 指定年月日 | 年　　月　　日 |
| 変更すべき事項 | | |  | | |
| 変  更  前 | 研究所の名称 | |  | | |
| 住　　所 | |  | | |
| 氏　　名 | |  | | |
| 変  更  後 | 研究所の名称 | |  | | |
| 住　　所 | |  | | |
| 名　　称 | |  | | |
| 変更の事由及びその事由の発生年月日 | | |  | | |

備考

　１　用紙の大きさは、Ａ４とすること。

　２　字は、墨又はインクを用い、楷書ではっきり書くこと。

　３　法人の場合は住所欄には主たる事務所の所在地を、氏名欄にはその名称及び代表者の氏名を記載すること。

　４　住所（法人にあっては所在地）や業務所所在地が、住居表示法等により地名・番地が変更した場合には、住所欄に記載すること。